

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和元年12月5日 21時15分ごろ～21時30分ごろの間）
発生場所	北海道釧路町昆布森 ^{こんぶもり} 漁港南南東方沖 不明（昆布森港第3南防波堤灯台から真方位165° 11.1海里（M）付近） （概位 北緯42° 46.2′ 東経144° 36.8′）
事故の概要	漁船第二十八大幸丸 ^{たいこう} は、航行中、甲板員1人が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和元年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八大幸丸、8.5トン HK2-20293（漁船登録番号）、個人所有 13.62m（Lr）×3.35m×1.15m、FRP ディーゼル機関、558.00kW、平成2年9月28日 第200-31723号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年2月25日 免許証交付日 平成30年1月18日 （令和5年3月30日まで有効） 甲板員A 34歳 甲板員B 36歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 南西、波高 約1.0m、水温 約7℃
事故の経過	本船は、船長、甲板員Aほか3人が乗り組み、たら刺し網漁の目的で、令和元年12月5日20時30分ごろ2隻の僚船と共に昆布森漁港を出港し、同漁港南南東方沖の漁場に向かった。 本船は、船長が操舵室で航海当直に当たり、甲板員Aが甲板員Bほか2人の乗組員と共に船室で待機し、約10ノットの対地速力で南南

東進した。

甲板員Bは、船室出入口付近で横になっていたところ、21時15分ごろ、甲板員Aが後部甲板右舷側に設置された簡易トイレ（以下「トイレ」という。）で使用するティッシュペーパーの入った箱を持って同室から暴露甲板に出るところを目撃し、甲板員Aがトイレに向かったと思った。（写真1、写真2 参照）



写真1 本船



写真2 後部甲板

甲板員Bは、ふだん5分ほどでトイレから戻って来る甲板員Aが12分以上経過しても戻らなかったため、甲板員Aの身に何かあったのではないかと心配になり、他の乗組員と共に船内を探したが、21時30分ごろ、甲板員Aを発見することができず、船長に甲板員Aが船内に見当たらない旨を報告した。

船長は、甲板員Bからの報告を受け、甲板員Aが落水したものと判

断し、直ちに、共に航行していた2隻の僚船及び所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）に甲板員Aが行方不明となっていることを連絡して捜索の応援を要請し、本船が21時15分ごろ航行していた場所をGPSプロッターに記録された航跡で推定し、同場所に戻りながら付近海域の捜索を開始した。

漁協は、他の僚船に応援を依頼するとともに、22時28分ごろ海上保安庁に通報した。

甲板員Aは、本船、僚船、海上保安庁所属の巡視船及び航空機等による捜索が行われたものの、発見されずに行方不明となった。

（付図 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

甲板員Aは、平成16年ごろから本船に乗船していた。

甲板員Aは、甲板員Bに最後に目撃された時、ふだんと変わらず健康そうに見え、タートルネックのトレーナー及びジャージのズボンを着用し、長靴を履いており、救命胴衣を着用していなかった。

本船のトイレは、後部甲板右舷側の甲板からの高さ約97cmの船縁頂部に設置されており、高さ約72cmの壁に囲まれていた。（写真3、写真4 参照）

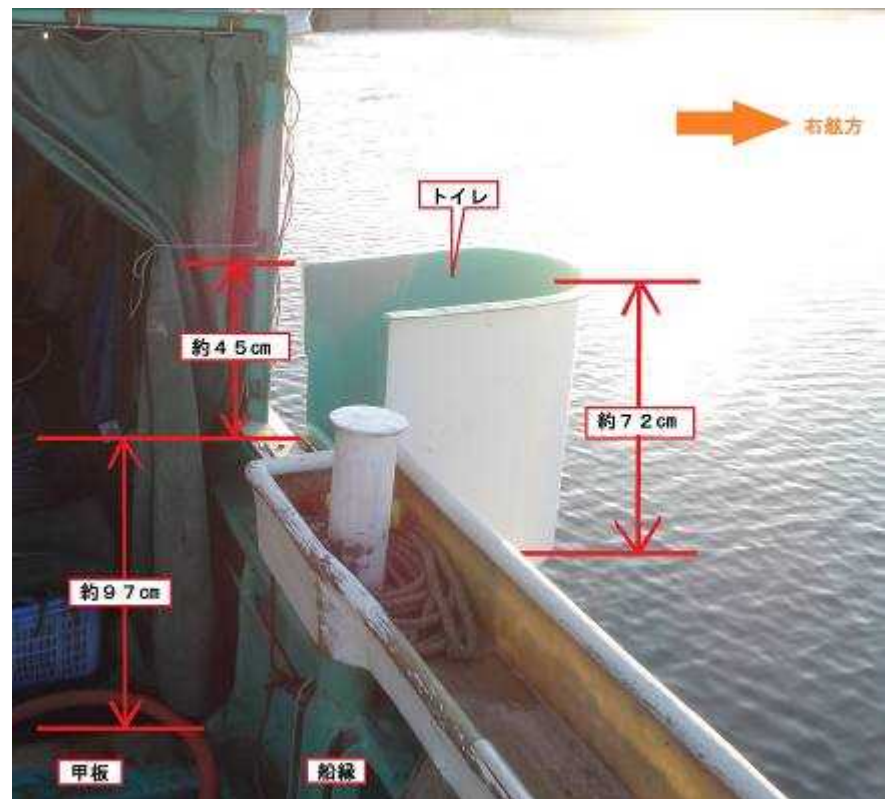


写真3 トイレ（1）



写真4 トイレ(2)

本船は、本事故当時、トイレ付近を直接照らす照明がなかったが、甲板上の作業灯などにより、足下が見える状況であった。

船長及び甲板員Bは、本事故当時、人がバランスを崩すような船体傾斜及び動揺等を感じなかった。

甲板員Aは、後日、死亡認定により死亡届が受理され、除籍された。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

甲板員Aは、行方不明となり、後日、死亡認定された。

甲板員Aは、本船が昆布森漁港南南東方沖を南南東進中、落水したものと考えられる。

甲板員Aは、21時15分ごろ船室から暴露甲板に出るところを甲板員Bに目撃され、21時30分ごろ船内にいないことが判明したことから、この間において、落水したものと考えられる。

甲板員Aは、トイレで使用するティッシュペーパーの箱を持って船室から屋外に出るところを目撃されていることから、トイレに行く目的で暴露甲板に出たのち、落水した可能性があるものと考えられるが、目撃者がおらず、本人が本事故で死亡したことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。

原因

本事故は、夜間、本船が昆布森漁港南南東方沖を南南東進中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上では常に救命胴衣を着用すること。

付図 事故発生場所概略図

